

— 目 次 —

はしがき	i
凡 例	xxvii
本書の使い方	xxxi

第1章

平成30年相続法改正による遺留分制度の相違点1

1 平成30年相続法改正の施行日	2
1 平成30年相続法改正の概略	2
2 改正法の施行日	2
(1) 実務上の位置付け	2
(2) 施行日と適用関係	3
2 遺留分制度の改正点	4
1 改正前民法下における考え方	4
(1) 意 義	4
(2) 形成権	4
(3) 取戻し財産の帰属	4
(4) 価額弁償の抗弁	5
2 改正法の枠組み	5
(1) 遺留分制度見直しの背景	5
(2) 金銭債権化	5
(3) 遅延損害金の発生時期	6
(4) 消滅時効	6
3 期限の猶予の許与制度	6
(1) 期限の許与	6
(2) 期限の許与の請求方法	7

(3) 期限の許与を求める場合	7
(4) 現物給付の制度	7
3 実務上の主要な相違点	8
1 遺産共有状態が創出されなくなる	8
2 複雑な共有持分の計算が不要になる	8
3 遺留分侵害額の算定方法の変化	9
(1) 民法1042条 (旧1028条)	9
(2) 民法1043条 (旧1029条)	9
(3) 民法1044条 (旧1030条)	10
(4) 民法1046条 2 項	11
4 消滅時効の管理	11
(1) 遺留分侵害額請求権の期間管理	12
(2) 遺留分金銭債権の消滅時効	12
5 遅延損害金の管理	13
(1) 遅滞に陥る時期	13
(2) 裁判所による期限の許与	14
(3) 遅延損害金	14
6 民事保全の手続の変化	15
(1) 改正前	15
(2) 改正後	15

第 2 章

遺留分権の主体	17
---------	----

1 遺留分権利者	18
1 概 要	18
2 遺留分権がない相続人の立場	18
3 胎 児	18
4 相続開始前の遺留分権利者の地位	19
5 遺留分侵害行為と遺留分権取得の前後関係	19
6 遺留分権利者の承継人	19

2	相続権に変動が生じた場合	19
1	代襲相続	19
2	相続放棄	20
3	相続欠格・廃除	20
4	遺留分の事前放棄	21

第3章

	遺留分の割合	23
--	--------	----

1	遺留分の割合	24
2	総体的遺留分	24
1	概 略	24
2	直系尊属のみが相続人である場合	24
3	直系尊属以外の相続人がいる場合	25
3	個別的遺留分	25
1	概 略	25
2	直系尊属のみが相続人である場合	26
3	配偶者と直系卑属が相続人である場合	26
4	配偶者と直系尊属が相続人である場合	27
5	配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合	28

第4章

	中小企業者の経営承継のための遺留分制度の特 例	31
--	----------------------------	----

1	経営承継における遺留分の制約	32
----------	----------------	----

2	中小企業者の経営承継のための遺留分制度の特例	33
1	制度の概要	33
2	特例の適用対象	33
(1)	中小企業者の範囲	33
(2)	会社の経営承継の場合	35
(3)	個人事業の経営承継の場合	36
3	手続の概観	38
(1)	会社の経営承継の場合	38
(2)	個人事業の経営承継の場合	38
4	施行日以前の経営承継	39
3	合意の内容	39
1	概 要	39
2	基本合意	40
(1)	除外合意	40
(2)	固定合意	40
(3)	除外合意と固定合意の併用	41
(4)	後継者が株式等や事業用資産を処分した場合等に非後継者が とることができる措置	41
3	付随合意	43
(1)	後継者が取得した株式等・事業用資産以外の財産に関する遺 留分の算定に係る合意	43
(2)	旧代表者・旧個人事業者の推定相続人間の衡平を図るための 措置に関する定め	44
(3)	後継者以外の推定相続人が取得した財産に関する遺留分の算 定に係る合意	44
4	合意の条件	45
1	当事者全員の合意	45
2	後継者固有の議決権が半数以下（経営承継円滑化4条1項但書）	45
3	事情変更下に非後継者が採ることができる措置（経営承継円滑化 4条4項、5項）	47

5	経済産業大臣の確認	48
1	申請者（経営承継円滑化7条）	48
(1)	会社の経営の承継の場合	48
(2)	個人事業の経営の承継の場合	48
2	申請期限	48
3	確認事項（様式第1）	48
(1)	会社の経営の承継の場合	48
(2)	個人事業の経営の承継の場合	49
4	提出書類	50
(1)	会社の経営の承継の場合	50
(2)	個人事業の経営の承継の場合	50
6	家庭裁判所の許可	51
(1)	申立権者	51
(2)	申立期限	51
(3)	管 轄	51
(4)	申立てに必要な費用	51
(5)	許可基準	51
(6)	提出書類	51
7	合意の効力消滅事由（経営承継円滑化10条）	52

第5章

遺留分の算定基礎財産	61
------------	----

1	遺留分算定基礎財産の算定式	62
1	遺留分算定基礎財産の基本的な算定式	62
(1)	遺留分算定基礎財産とは	62
(2)	条文規定	62
(3)	遺留分算定基礎財産の計算式	62
(4)	具体例	63
(5)	平成30年相続法改正前民法との相違	64

2	相続開始の時に於いて有した財産	65
1	定 義	65
2	条件付権利及び存続期間不確定の権利	66
3	遺贈された財産	66
4	被相続人が相続人に対して有する債権	66
5	祭祀財産	66
(1)	祭祀財産の定義	66
(2)	祭祀財産が遺留分算定基礎財産に含まれるかどうか	66
6	被相続人の一身専属権	67
(1)	一身専属権の説明	67
(2)	具体的な検討	67
3	加算される贈与の3類型	68
1	相続開始前の1年間にした贈与	68
(1)	契約締結時点と贈与履行時点のどちらを基準にするか	68
(2)	相続人に対する特別受益に該当しない相続開始前の1年以内にした贈与は、遺留分算定基礎財産に含まれるのか	69
2	遺留分権利者に損害を加えることを知ってした贈与	69
(1)	定 義	69
(2)	裁判例の紹介	71
3	相続人に対する特別受益としての贈与	73
(1)	特別受益に当たる場合と当たらない場合での扱いの差異	73
(2)	平成30年相続法改正前民法との相違	74
4	「贈与」該当性	75
1	総 説	75
(1)	概 要	76
(2)	具体例	76
(3)	問題となる場面、裁判例	76
2	生命保険金	80
(1)	概 要	80
(2)	判 例	81
(3)	相続人を保険金受取人と指定等した事案における裁判例	82
3	死亡退職金	86

(1) 概 要	86
(2) 問題となる場面、裁判例	87
4 遺族年金・遺族給付	87
(1) 概 要	87
(2) 問題となる場面、裁判例	88
5 婚姻に伴う贈与	88
(1) 概 要	88
(2) 問題となる場面、裁判例	88
6 教育費用	89
(1) 概 要	89
(2) 問題となる場面、裁判例	89
7 使用借権	90
(1) 概 要	90
(2) 問題となる場面、裁判例	90
8 共同相続人の担保責任の免除	92
(1) 概 要	92
(2) 問題となる場面、裁判例	92
9 財産分与として受領した財産	92
(1) 概 要	92
(2) 問題となる場面、裁判例	93
10 相続分の譲渡	93
(1) 概 要	93
(2) 問題となる場面、裁判例	94
5 特別受益者の範囲	95
1 被代襲者への贈与	96
(1) 問題点	96
(2) 学 説	96
(3) 実務上の考え方	96
(4) 裁判例	97
2 代襲相続前に受けた贈与	98
(1) 問題点	98
(2) 学 説	98
(3) 実務上の考え方	98

(4) 裁判例	99
3 推定相続人の地位を取得する前の贈与	99
(1) 問題点	99
(2) 学 説	99
(3) 実務上の考え方	99
(4) 審判例	100
4 相続人の親族が受けた贈与	100
(1) 問題点	100
(2) 学 説	100
(3) 実務上の考え方	100
(4) 審判例	101
5 相続放棄前の贈与	102
(1) 問題点	102
(2) 考え方	102
6 遺留分の事前放棄者への贈与	102
(1) 問題点	102
(2) 考え方	102
7 持戻免除がなされた贈与	103
(1) 問題点	103
(2) 旧 法	103
(3) 現行法	103
6 遺留分算定基礎財産の評価方法（総論）	104
1 評価の基準時	104
(1) 通説・判例	104
(2) 少数説	105
2 条件付権利、存続期間不確定の権利	105
3 相続開始前の贈与財産の滅失または価格の増減	105
(1) 受贈者の行為による場合	105
(2) 受贈者の行為によらない場合	105
4 相続開始後の価格の増減	105
5 負担付贈与	106
6 不相当な対価での有償行為	106

7	遺留分算定基礎財産の評価方法（具体例）	107
1	不動産	107
(1)	一般論	107
(2)	個別の不動産評価方法	108
2	配偶者居住権	109
(1)	還元方式	110
(2)	簡易な評価方法	110
3	信託受益権	111
4	非公開株式	112
5	金銭債権	112
8	寄与分と遺留分	114
1	個別的遺留分に対する寄与分の考慮	114
2	寄与分と遺留分の関係	114
3	遺留分侵害額請求訴訟における「寄与」の主張方法	114
9	代位・差押えの可否	115
1	代位行使（債権者代位権）の可否	115
(1)	原則	115
(2)	特段の事情がある場合	116
(3)	平成30年相続法改正の影響	116
2	差押えの可否	117
(1)	平成13年判決からの帰結	117
(2)	遺留分侵害額請求権行使後の差押え	117
10	控除される債務	118
1	債務の種類	118
(1)	総論	118
(2)	公法上の債務	119
(3)	遺贈により相続人が負う債務	119
2	相続財産に関する費用	119
(1)	管理費用	119
(2)	相続税	119
(3)	旧民法885条2項削除の影響	120

3 遺言執行に関する費用	120
(1) 遺言執行費用	120
(2) 民法1021条ただし書	121
4 連帯債務	121
(1) 被相続人の負担した連帯債務	121
(2) 連帯債務の評価	121
5 保証債務	122
(1) 被相続人の負担した保証債務	122
(2) 保証債務の鑑定	123
(3) 物上保証の場合	124

第6章

遺留分侵害額請求権	127
-----------	-----

1 遺留分の金銭債権化

1 概要	128
(1) 金銭債権としての遺留分侵害額請求権	128
(2) 遺留分侵害額請求権の行使と履行遅滞	128
2 遺留分侵害額請求権の行使によって生じた金銭債権の消滅時効	128
3 遅延損害金算定の始期と期限の許与	129
4 金銭債権化に伴う注意点	129

2 遺留分侵害額請求の方法

1 訴えによることの要否	130
(1) 遺留分侵害額請求権の行使方法	130
(2) 消滅時効と遺留分侵害額請求権の行使との関係	130
(3) 遺留分侵害額請求の請求書面送付	130
2 金額明示の要否	132
3 遺産分割協議の申入れ	133
(1) 設例	133
(2) 問題の所在	133
(3) 裁判例の動向	133

(4) 設例の検討	135
4 遺言執行者への遺留分侵害額請求の可否	136
(1) 遺言執行者についての文言の改正	136
(2) 遺言執行者への遺留分侵害額請求の議論状況	137
(3) 遺留分侵害額請求の相手方	137
5 信託における請求の相手方	139
(1) 設例	139
(2) 信託への遺留分侵害額請求の可否	139
(3) どのような行為が遺留分を侵害する行為であるのかについて	140
(4) 設例の検討	140
3 遺留分侵害額請求の相手方と負担順序	141
1 遺留分侵害額請求権行使の相手方	141
(1) 条文	141
(2) 受遺者	141
(3) 受贈者	142
2 受遺者または受贈者における遺留分侵害額の負担順序	142
(1) 受遺者と受贈者がいる場合	142
(2) 複数の遺贈又は同時に複数の贈与がされた場合	142
(3) 複数の異なる時期に贈与が行われた場合	143
3 遺言による負担順位の指定	143
(1) 条文の構造	143
(2) 指定できる事例	144
(3) 指定できない事例	144
4 死因贈与の扱い	144
(1) 遺贈と死因贈与がある場合	144
(2) 死因贈与と生前贈与がある場合	145
5 相続させる遺言及び相続分の指定の扱い	145
(1) 条文	145
(2) 特定財産承継遺言について	145
(3) 相続分の指定について	146
6 無資力のリスク	147
(1) 条文	147

(2) 帰 結	147
(3) 対処方法	147
4 遺留分侵害額の計算方法	148
1 概 要	148
(1) 条 文	148
(2) 遺留分侵害額の算定方法	149
2 遺贈と特別受益である贈与、死因贈与の控除	151
(1) 遺 贈	151
(2) 贈 与	152
3 未分割遺産に関する具体的相続分の控除	154
(1) 相続分の意義	154
(2) 寄与分の不考慮	155
(3) 特別受益の持戻免除の考慮	155
4 遺留分権利者承継債務の加算	156
(1) 法定相続分か指定相続分か	156
(2) 指定相続分を加算することから生じる課題	156
(3) 相続人間での承継割合の合意による影響	157
5 共同相続人が受遺者または受贈者の場合	158
(1) 条文（民1047条1項柱書）	158
(2) 遺留分侵害額の負担額に関する特則	159
(3) 設 例	159
5 特殊な場合の遺留分侵害額	160
1 遺言に含まれない遺産と遺産分割の関係について	160
(1) 具体的相続分説が採用されていること	160
(2) 遺産分割と遺留分侵害額請求権	160
2 一部遺産分割と遺留分侵害額請求権	164
(1) 設 例	164
(2) 遺留分侵害額請求権の具体的な金額について	165
(3) 預金の分割後に遺言を発見した場合	165
(4) 遺産分割協議の錯誤取消しの可能性	166
3 遺留分を侵害する相続分指定遺言と遺留分	167
(1) 設 例	167

(2) 旧民法における結論	167
(3) 現行法における結論	168
4 法定相続分を下回る特定財産承継遺言と遺留分	169
(1) 設 例	169
(2) 遺留分侵害額請求権が発生する場合	169
(3) 不動産について取得分が認められない場合	170
5 すべての遺産を相続させる旨の遺言がある場合の遺留分権利者 承継債務	170
(1) 設 例	170
(2) 相続人内部の関係	170
(3) 求償権により解決されること	171
6 抵当権付不動産が存在する場合	172
(1) 設 例	172
(2) 遺留分算定基礎財産としての抵当権付不動産の評価方法	172
(3) 被担保債権を遺留分権利者承継債務として加算することの可 否	173
(4) 抵当権付不動産が特定財産承継遺言の対象とされている場 合	173
(5) 抵当権付不動産が特定財産承継遺言の対象とされていない場 合	175
7 算定基礎財産がゼロまたは債務超過の場合	176
(1) 設 例	176
(2) 算定基礎財産がゼロまたは債務超過の場合における学説	176
6 設 例	177
1 設 例	177
2 遺留分侵害額の計算過程	178
(1) 遺留分額	178
(2) 遺留分侵害額	178
(3) 遺留分侵害額のまとめ	179
3 遺留分侵害額請求権の相手方	180

第7章

受遺者又は受贈者による対応 181

1 裁判所による期限の許与 182

1 概要 182

2 制度趣旨 183

3 要件・効果 184

(1) 要件 184

(2) 効果 185

4 主張方法 186

(1) 遺留分権利者と受遺者又は受贈者との間で、金銭債務の額に
争いがなく、遺留分権利者が金銭請求訴訟を提起していない場
合 187

(2) 遺留分権利者が提起した金銭請求訴訟が既に係属しており、
受遺者等が期限の許与を求める場合 187

(3) 遺留分権利者と受遺者等との間で、家庭裁判所で遺留分侵害
額請求調停が係属している場合 188

5 判決主文例 188

(1) 前提 188

(2) 裁判所が将来の給付判決をする場合で、例えば、遺留分侵害
額が300万円であり、その期限を令和7年4月1日まで許与し
た場合 188

(3) 金銭債務の一部について期限を許与する場合、例えば、遺留
分の額500万円のうち、300万円については期限の許与を付す場
合で、かつ、金銭請求の日が令和5年4月1日で、裁判所が定
めた期限が令和7年4月1日である場合 189

2 代物弁済の合意 189

1 代物弁済の抗弁の有無 189

(1) 代物弁済の抗弁はないこと 189

(2) 現物給付制度（指定財産給付制度）の不採用 190

2 代物弁済の際の留意点 191

(1) 代物弁済対象財産の評価額の決定方法	191
(2) 受遺者等（代物弁済として財産を譲渡する側）に譲渡所得が生じ得る点について	192
(3) 給付する財産と遺留分侵害債務の価額との差額によっては贈与税が課され得る点について	192
3 合意書・調停条項作成の際の留意点	193
(1) 不動産を代物弁済における給付財産とする場合	193
(2) 株式を代物弁済における給付財産とする場合	194
(3) 税務リスクへの対応	194
4 合意書・調停条項の文例	195
(1) 不動産を代物弁済における給付財産とする場合	195
(2) 譲渡制限株式を代物弁済における給付財産とする場合	196
3 金銭給付義務の消滅（減額）請求	198
1 平成30年相続法改正の内容（概要）	198
2 債務消滅行為の内容	200
3 請求権行使の方法	200
(1) 受遺者等による請求が必要であること	200
(2) 遺留分権利者に対する消滅請求の例	201
4 請求権行使の時期	201
(1) 消滅請求が可能となる始期について	201
(2) 消滅請求の時期的限界（終期）について	203
5 債務消滅（減額）請求の効果と具体例	203
(1) 消滅請求の効果	203
(2) 具体例	204
6 部分的権利行使（減額請求）の可否	204
7 相殺による処理との対比	205
(1) 消滅請求によらざるを得ない場合	205
(2) 相殺による権利行使のほうが有利な場合	206
4 遺留分侵害額請求権の濫用	207
1 権利濫用	207
2 権利濫用とされた場合の効果	208
3 裁判例	208

(1) 東京地判平成11・8・27（判タ1030号242頁）	208
(2) 東京地判平成14・9・13（WLJPC A09130007）	209
(3) 東京高判平成4・2・24（判タ803号236頁）	209
(4) 裁判例の分析	210

第8章

期間制限 211

1 短期消滅時効 212

- 1 遺留分侵害額請求権（形成権）の短期消滅時効の起算点 212
- 2 遺留分侵害額請求権行使後の金銭債権の消滅時効 213
 - (1) 時効の起算点 213
 - (2) 時効期間 213
- 3 遺留分減殺請求権行使後の物権的請求権の消滅時効（改正前） 214

2 除斥期間 215

- 1 除斥期間の効果・内容 215
- 2 除斥期間経過後の遺留分侵害額請求権の行使 215
 - (1) 原則論と例外を認める必要性 215
 - (2) 遺産分割協議の継続と遺留分権の不行使 216
 - (3) 後見相当であるにもかかわらず後見開始審判を受けていない
場合 217

第9章

遺留分の放棄 219

1 遺留分の事前放棄と裁判所の許可手続の概要 220

- 1 はじめに 220
- 2 制度趣旨 220
- 3 遺留分の事前放棄許可申立ての実情 221
- 4 法的性質 221

5 遺留分の事前放棄の効果	222
6 制限行為能力者の場合の手続	223
(1) 被保佐人・被後見人の場合	223
(2) 未成年者の場合	223
7 遺留分の事前放棄許可申立ての方法	224
(1) 概 要	224
(2) 管 轄	224
(3) 申立権者	227
8 遺留分の事前放棄の許可基準	227
(1) 学説の状況	227
(2) 審判例の検討	227
(3) 事実の調査	230
9 不服の申立て	230
(1) 不服申立ての可否	230
(2) 遺留分の事前放棄許可審判後の取消し又は変更	231
10 遺留分の事前放棄に関する裁判例	231
2 遺留分の放棄による影響	233
1 放棄者への影響	233
(1) 相続人の地位	233
(2) 相続債務の承継	233
(3) 担保責任の分担	235
(4) 遺留分侵害額請求を受けた際に遺留分権の保護を受けないこ と	235
(5) 設 例	237
(6) 遺留分の事前放棄許可審判を受けなくても影響が生じる場 合	239
2 放棄者以外の者への影響	240
(1) 他の相続人への影響	240
(2) 代襲相続人への影響	241
(3) 次順位相続人への影響	241
(4) 相続債権者への影響	242

3	遺留分事前放棄許可の取消し・変更	244
1	手続法上の根拠	245
(1)	家事事件手続法78条	245
(2)	申立権はなく職権の発動を促すことができるのみであること	245
(3)	事情変更以外の場合には5年の期間制限があること	246
(4)	取消し又は変更の審判に対する即時抗告	246
2	許可審判の取消しにおける考慮要素	247
(1)	相続開始後であっても遺留分の事前放棄許可の取消しは認められるか	247
(2)	審判の取消しにあたっての判断要素	247
3	遺留分放棄許可審判の取消等に関する裁判例	250
(1)	取消しを認めた審判例	251
(2)	取消しを認めなかった裁判例——東京高決昭和58・9・5（家月36巻8号104頁）	253
4	遺留分の事前放棄許可の錯誤取消し	256
1	遺留分の事前放棄と意思表示の瑕疵	256
2	遺留分の事前放棄許可審判後に錯誤無効が主張された裁判例	256
(1)	事 案	256
(2)	争 点	257
(3)	判 旨	257
3	遺留分の事前放棄許可審判の取消しとの関係について	258
5	相続「開始後」の遺留分の放棄	259
1	意義・性質	259
2	方 法	259
3	効 果	260
(1)	概 要	260
(2)	遺留分放棄者への影響	260
(3)	遺留分放棄者以外の者への影響	261
6	遺留分の事前放棄と詐害行為取消しの成否	261
1	概 要	261
2	相続放棄と詐害行為取消権に関する学説	262

(1) 否定説の根拠	262
(2) 相続放棄と詐害行為取消権（最判昭和49・9・20民集28巻6号 1202頁）	262
(3) 肯定説の根拠	262
7 遺留分の事前放棄・相続放棄の比較	264
1 両制度の相違点等	264
2 簡易比較表	264

第10章

遺留分交渉の実務 267

1 遺留分権利者の対応	268
1 相談・受任段階の対応	268
(1) 紛争解決業務の一般論	268
(2) 遺留分交渉事件における紛争解決業務	270
(3) 手段の検討	282
2 交渉段階の対応	286
(1) 事実調査（主として基礎財産の確定）	286
(2) 請求権精査	286
(3) 交渉実施	286
(4) その他	288
3 調停・訴訟の選択	290
2 遺留分義務者（受遺者等）の対応	290
1 相談・受任段階の対応等	290
(1) 紛争解決業務の一般論	290
(2) 手段の検討	290
2 交渉段階の対応	292
3 調停・訴訟段階の対応	292
4 その他	293

第11章

遺留分調停の実務 295

1 家事調停申立方法と手続 296

1 遺留分侵害額請求制度と家事調停 296

(1) 家事調停前置の意味 296

(2) 調停前置と後置訴訟の基本構造 297

2 遺留分事件の申立人、相手方が抱える紛争原因 297

(1) 申立人の不満要素 297

(2) 相手方の不満要素 298

3 遺留分事件の前置調停は民事訴訟の準備手続ではない 299

(1) 民事調停のあり方との比較 299

(2) 遺留分侵害額請求調停の構造について 300

4 遺留分侵害額請求調停の手続 301

(1) 調停前置主義 301

(2) 管轄（家手245条1項） 302

(3) 当事者 302

(4) 調停行為能力 302

(5) 申立方法 302

(6) 争点・対立点となる協議事項 303

(7) 申立書例 305

(8) 調停条項例 306

2 調停不調の場合の対応 311

1 不調の場合の手続 311

2 調停進行の見極め 311

3 調停に代わる審判 312

(1) 総 論 312

(2) 調停に代わる審判が利用される場合 314

3 特殊な調停進行 318

1 遺言と異なる遺産分割による解決 318

(1) 原則と例外	318
(2) 注意点・要確認事項	320
(3) 関連問題	324
2 遺言無効の主張と遺留分侵害額請求が並行する場合	326
(1) 問題の所在	326
(2) 解決方法	326

第12章

遺留分侵害額請求訴訟 329

1 管轄	330
2 調停前置せずに提訴した場合の受訴裁判所の対応	330
1 調停前置	330
2 裁判所の対応	330
3 訴訟物と要件事実	331
1 訴訟物	331
2 請求原因	331
(1) 要件事実	331
(2) 主張立証責任	331
3 抗弁	334
(1) 債務の消滅時効の抗弁	334
(2) 遺留分侵害額請求の除斥期間	334
(3) 期限許与の抗弁	335
(4) 遺留分権利者に対する特別受益の抗弁	336
(5) 遺留分負担の順序指定の意思表示	336
(6) 債務の消滅請求	337
(7) 未処理遺産がある場合の持戻し免除の抗弁	337
(8) 贈与が負担付きの場合の抗弁	338
(9) 相続開始前の遺留分の放棄	338
(10) 遺留分侵害額請求の行使が権利の濫用である旨の抗弁	338

4	訴状記載例	338
5	平成30年相続法改正前民法との相違	340
1	訴訟物の変化	340
2	金銭債権化の影響	340
(1)	裁判所の期限の許与（民1047条5項関係）	340
(2)	現物給付の和解	340

第13章

遺留分に関わる税務

1	遺留分と相続税	342
1	遺留分と相続税	342
2	遺留分侵害額請求と相続税	342
2	遺留分侵害額請求が行われた場合の税務	342
1	相続税の申告・納税期限前に具体的な遺留分侵害額が決定した場合	343
(1)	取扱い	343
(2)	具体例	343
2	相続税の申告・納税期限後に具体的な遺留分侵害額が決定した場合	344
(1)	期限内に申告を行う場合	344
(2)	支払うべき金銭の額が決定した場合	344
(3)	具体例	346
(4)	附帯税の取扱い	347
(5)	支払うべき金銭の額の調整	348
3	遺留分侵害額の請求に伴い資産の移転があった場合の課税	349
1	総論	350
(1)	譲渡所得の認識	350
(2)	具体例	350

2 各 論	351
(1) みなし贈与（低額譲受）	351
(2) みなし贈与（高額譲受）	352
(3) 相続税額の取得費加算	354
(4) 交付を受けた資産の取得費等	354

▶▶▶ 実務へのインプリケーション ◀◀◀

通常の債権回収へ	16
兄弟姉妹が法定相続人にいる場合の留意点	28
遺留分の算定基礎財産を見極める姿勢	64
相続開始時点から10年よりも「前」に行われた生前贈与の留意点	74
個別の贈与と減殺対象性	78
生命保険金について「特段の事情」がある場合	86
相続人全員の贈与と黙示の持戻し免除の意思表示	89
学費の贈与	89
一部分割と特別受益	95
価格査定書利用の留意点と調停における工夫	108
相続税申告書を利用して土地・借地権の評価をする際の留意点	113
生前贈与を療養看護の対価と構成することの可否	114
「特段の事情」ある場合と代位権行使の実務	117
遺留分侵害額請求権の譲渡と「債権者」	118
鑑定人の選任	124
保証債務とその鑑定対象性	125
遺言の無効を争う場合と消滅時効の起算点	131
執行停止の申入れ	138
東京地判平成30・9・12の読み方について	141
同日付贈与契約で登記申請日も同一の場合の贈与の順序	142
遺留分を侵害する相続分の指定	146
特定財産承継遺言による承継財産と遺留分額からの控除の要否	151
古い特別受益と遺留分侵害額の算定	153

相続分の指定がある場合と遺留分権利者承継債務	157
遺留分の算定において考慮される相続債務の範囲及び内容	157
「割合的相続させる」遺言がある場合とその解釈	169
遺言による債務の承継	175
相続放棄の要否判断と特別受益の調査	177
調停調書案等を作成する際の留意点	193
財産評価基本通達による取引相場のない株式の評価方法	197
消滅請求の意思表示の時期	207
遺留分事前放棄許可申立ての判断における考慮事情	230
相続放棄と遺留分の事前放棄	234
遺留分権がないので不利益？	239
遺留分の事前放棄における実務上の注意点	242
遺留分事前放棄許可申立て時の留意点	255
遺留分権利者と被相続人その他の親族間の関係は良好か？	258
遺産分割協議と詐害行為取消権	263
訴訟と非訟のバランス方式	301
遺留分侵害額請求権における争点・対立点 ——「遺産の評価」について	304
事項索引	356
判例索引	361
編者・執筆者紹介	365

— 書式一覧 —

●合意書・条項例

1. 経営承継円滑化法に基づくもの	
後継者が推定相続人である場合	53
後継者が推定相続人でない場合	55
個人事業の経営承継の場合	58
2. 分割支払を約するもの	307
3. 一括支払を約するもの	308
4. 当事者が複数存在するもの	309
5. 相続税の更正の請求をしない旨を約するもの (代物弁済)	310
6. 不動産を代物弁済における給付財産とするもの	195, 308
7. 譲渡制限株式を代物弁済における給付財産とするもの	196

●通知書・申立書・訴状

1. 遺留分侵害額請求通知書	
遺留分侵害額請求権（形成権）の行使のみ記載するもの	289
遺留分侵害額の具体的な金額も明示するもの	289
2. 金銭給付義務の消滅請求通知書	201
3. 遺留分放棄の許可申立書	225
4. 遺留分調停申立書	305
5. 訴状	338